

節税に活かす 交際費 税務の 基礎知識



でわかりやすく解説

節税に活かす交際費税務の基礎知識

Q&Aでわかりやすく解説

CONTENTS

1. 交際費とは	4
2. 要件を満たすが交際費に該当しないもの	6
3. 交際費が税金上の経費として認められないことについて	7
4. 交際費と他の費用との区分	9
(1) 寄付金との区分	10
(2) 売上割戻し等との区分	10
(3) 景品引換券付き販売等に伴い交付する景品の費用	11
(4) 販売奨励金等との区分	12
(5) 情報提供料等との区分	12
(6) 広告宣伝費との区分	13
(7) 福利厚生費との区分	14
(8) 給与等との区分	15
(9) 特約店等のセールスマン又は 下請企業の従業員のために支出するもの	15
(10) 販売直接費との区分	16
(11) 被災者に対する義援金等との区分	17
5. 交際費の経費算入時期	19
6. 交際費等に該当しますか？ Q & A	20
Q1. ホテルで行う会議の費用	20
Q2. 役員私宅で行う接待費用	21
Q3. 温泉旅行に招待し併せて会議を行う場合の会議費用	22
Q4. 従業員慰安旅行に代えて行う会食の費用	23
Q5. ロータリークラブの年会費	24

Q6. 従業員にゴルフクラブを利用させるための費用	25
Q7. 手土産に要する費用	26
Q8. 採用内定者の研修旅行費用	27
Q9. 役員の社葬費用と香典	28
Q10. 役員の結婚式費用	29
Q11. 役員だけの慰安のための旅行費用	30
Q12. 従業員の慰安旅行に際し 従業員の家族を同伴した場合の費用	31
Q13. 残業した場合に提供する夜食代	32
Q14. 遊技具メーカーの支出する花輪代	33
Q15. 従業員と取引先が参加する祝賀会等の費用	34
Q16. 特約店が主催する販売会議費の負担金	36
Q17. 祭礼等に際して奉納する金品費用	37
Q18. 取引先に対する無利息貸付け	38
Q19. 売上を基準にしない販売奨励金	39
Q20. 得意先の従業員に支払う売上割戻し	40
Q21. 取引関係を結ぶための運動費	41
Q22. 素人に支払うあっせん手数料	42
Q23. 取引先の従業員に支払うあっせん手数料	43
Q24. 災害で被害を受けた従業員に支給する見舞金等	44
Q25. 取引先に対する売掛債権を免除等した場合	46
Q26. 取引先に対する災害見舞金	47
Q27. 赤字決算と使途秘匿金	48

著者：中島 祥貴^{よしただ}／中島税理士・行政書士事務所所長
企画・制作：(株)日本マネージメント・リサーチ

交際費等に該当しますか？ Q & A

Question 1 ホテルで行う会議の費用

会議を行うのに社内に適当な場所がないため、ホテル、料亭等の一室を借りて行くと、会議に際して通常要する費用も交際費に該当しますか。

Answer 社外で会議を行っても会議としての実体を備えたものであれば、交際費に該当しません。

社内以外の通常会議を行う場所は、例えば市民会館、労働会館などの会議室等が該当すると考えられますが、会議の費用の範囲は、昼食の程度を想定しています。

交際費に該当するかどうかはその実体によって判断すべきで、ホテル、料亭等で行っても会議としての実体を備えたものであれば、その会議に通常要する費用は交際費に該当しません。

例えば、会議場の賃借料、会議中の通常の飲み物代、食事代、会議が終わってからの通常の夕食代、宿泊を要するときの宿泊料等は会議費として認められます。

したがって、会議の後で宴会を行う場合は、ホテル、料亭等に依頼して会議に要した費用と宴会に要した費用の区分を明確にし、会議に要した費用の部分を交際費に該当しないようにすればよいわけです。

Question 2 役員私宅で行う接待費用

社長の私宅に取引関係者を招いて酒食のパーティーをした場合、当該費用は交際費、役員給与のどちらになりますか。

Answer 役員の私宅での取引関係者の接待費用は、役員給与でなく交際費になります。

質問のパーティーは、会社の取引関係者を接待、供給するためのもので、会社の業務上のものでありますから交際費であり、たとえ社長の私宅で行っても、社長に対する給与にはなりません。

